

(別紙2) メイプルAMプラン設計業者選定に伴う民間提案について

1 事業者選定の概要

- (1) 市は、メイプルAMプラン設計業務を受託しようとする者からの提案を元に、コンセプト実現の可能性やプランの設計能力、業務委託費用の妥当性等を審査し、設計業者を選定すること。
- (2) メイプルAMプランの設計業者を選定する民間提案制度は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条の規定によらないものとする。

2 提案の前提等

- (1) 参加登録者は、メイプルAMプラン設計業務の成果品となる「メイプルAMプランによるメイプル活用イメージ図【公表用】」及び「メイプルAMプラン概要版」のドラフトとなる資料により提案すること。
- (2) 「メイプルAMプランによるメイプル活用イメージ図【公表用】」のドラフトは、A4版1頁とすること。
- (3) 「メイプルAMプラン概要版」のドラフトには、下表に掲げる項目に関する記述を含めること。

No.	項目
1	メイプル活用の基本コンセプト
2	奥州市や施設、周辺環境等に対する印象、現状分析等
3	設備改修に関すること。
4	施設の運営方法、運営資金調達等に関すること。
5	市の費用負担に関すること。
6	施設の価値向上及び将来の民間譲渡に関すること。
7	短期的・長期的スケジュールに関すること。
8	地域の活性化や人材育成に関すること。
9	その他まちの賑わい創出に関すること。
10	業務委託費用（見積額）

- (4) 提案書は、参加登録者の著作権、知的財産権その他ノウハウを保護するため、(2)の資料を除き、原則非公開とすること。

3 参加手続等

(1) 提出書類

No.	提出書類	様式	提出部数	提出方法	提出期限
1-1	現地説明会申込書	第1号	1部	持参又は郵送 (必着)	令和6年 3月13日(水) 午後5時まで
2-1	質問書	第2号	1部	電子メール	3月25日(月) 午後5時まで
3-1	参加登録申込書 ・ 会社等の所在地、名称等 ・ 会社等の概要 ・ 業務実績	第3号	各1部	持参又は郵送 (必着)	4月26日(金) 午後5時まで
3-2	証明書等(3か月以内に発行したもの) ・ 法人にあつては、履歴事項全部証明書(商業・法人登記) ・ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書(商業登記) ・ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書の写し ・ 直近の決算年度の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)(写し可) ・ 直近年の納税証明書	所定			
4-1	提案書提出届	第4号	1部	持参又は郵送 (必着)	5月10日(金) 午後5時まで
4-2	提案書 ・ 「メイプルAMプラン概要版」及び「メイプルAMプランによるメイプル活用イメージ図」のドラフトにより作成すること。 ・ A4サイズを基本とし、1者1案とすること。 ・ アピールポイント等を明確にし、簡潔でわかりやすい内容とすること。	任意	一式の資料とし、書面で10部、電子データで1部	持参又は郵送 (必着)。電子データは電子メール又はクラウドストレージ上でのデータ共有による。	
4-3	実施体制等調書	第5号			
4-4	見積書	任意			

※1 持参による提出は、平日の午前9時から午後5時までの間とすること。

※2 期限内に提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなすこと。

※3 提出された書類は、原則返却しないこと。

4 選定方法

- (1) 業務実施者の候補者の選定は、メイプルアセットマネジメントプラン設計業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査において決定するものとする。
- (2) 審査会は、非公開とする。
- (3) 審査項目、評価内容等は、下表のとおりとする。

審査項目	評価内容	配点	小計
(1) 提案書 【60】	市のビジョン「市街地の賑わい創出」の実現が期待できるコンセプト設定か	／10	／60
	コンセプトのインパクトや独創性は評価できるか	／10	
	プランのドラフトは、コンセプトの実現性が期待できるものか	／10	
	健全性や持続可能性が見込まれる提案内容か	／10	
	市の財政負担の抑制や資金調達が期待できる提案内容か	／10	
	将来的な民間譲渡に向け、施設の価値向上が期待できる提案内容か	／10	
(2) プレゼンテーション 【10】	業務や課題を理解し、説明等が分かりやすいか	／5	／10
	ビジョン実現に対する熱意等が感じられるか	／5	
(3) 実施体制等 【10】	人員配置・体制等は適当か	／5	／10
	類似業務に対する実績はあるか	／5	
(4) 見積金額 【20】	適切な積算根拠に基づいているか	／10	／20
	金額的な優位性や費用対効果が見込まれるか	／10	
合計			／100

- (4) 合計得点が総得点の6割を下回るときは、選定の対象としないものとする。
- (5) 審査会で選定された設計業者の候補者は、協議の上、市と連携協定を締結すること。
- (6) 本件業務の委託契約は、当該業務委託に係る予算を確保した上で締結すること。

5 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日時

令和6年5月中旬（日程未定） 午前10時から午後4時まで（予定）

(2) 実施場所

奥州市内で市長が指定する場所

※ オンライン会議ツール等で実施する場合あり

(3) 実施時間

1者につき40分程度（プレゼンテーションを20分、質疑応答を20分程度）とする。

※ プロジェクター及び大型モニターが必要となる場合は市が準備したものを使用し、パソコン等の機器は持参すること。

(4) プレゼンテーション

ア 内容は非公開とし、すべて録音するものとする。

イ 提案書に基づき行うこととし、追加の提案や資料配布等はできないものとする。

ウ 出席者は、3名までとする。

エ 2者以上からの提案書の提出があった場合、プレゼンテーションの順番は提案書の提出順とする。

6 参加登録者の失格

参加登録者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 参加資格を満たさなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性に損害を与える行為があった場合

(4) 参加登録者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

(5) 提案に当たり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格を認めた場合

7 民間提案に関する経費

民間提案に関する経費は、すべて参加登録者の負担とする。

8 審査結果の通知・公表

(1) 審査委員会の審査結果は、すべての参加登録者に書面により通知するものとする。

(2) 設計業者候補者の選定後、民間提案による選定過程の公正性、透明性及び客観性を確保するとともに、市民に対する説明責任を果たすため、市公式ホームページや広報等を活用して審査結果等を公表するものとする。この場合において、公表する事項は、次に掲げるものとする。

ア 業務等名称

イ 選定した候補者の名称及び住所

ウ 参加登録者の名称（五十音順に記載）

エ 参加登録者の得点（点数順に記載。ただし、参加登録者が2者の場合、次点者の得点は、公表しない。）

オ メイプルAMプランによるメイプル活用イメージ図

カ その他要領で定めた公表事項

(3) 契約の締結又は実施事業者候補者の選定に至らなかったときは、その旨を公表するもの

とする。この場合において、前項に掲げる事項は、原則として公表するものとする。ただし、再度の募集を行う場合など、公表することにより、以降の手續に支障が生ずるおそれがあるときは、公表しないことができる。

- (4) 設計業者候補者の選定に係る情報の開示請求等については、奥州市情報公開条例（平成18年条例第17号）第7条各号に掲げる非開示情報を除き、原則開示するものとする。なお、開示対象文書及び開示基準については、下表のとおりとする。

【凡例】○：開示、△：部分開示^{※1}、×：非開示

開示対象文書の名称		開示基準	
		候補者選定前又は契約締結前	候補者選定後又は契約締結後（辞退者を除く。）
事業提案に関する書類	参加意思表明書	×	○
	企画提案書	×	△ ^{※2}
	実施体制、配置予定調書等	×	△ ^{※2}
	価格提案書、見積書等	×	△ ^{※2}
法人等の資格に関する書類	会社等組織図、会社等概要等	×	○
	登記事項証明書等	×	○
	業務実績書等	×	△ ^{※2}
	財務諸表、納税証明書等	×	△ ^{※2}
仕様書、募集要項等		○	○
事業者を選定するための評価項目、配点等		○	○
審査結果、採点表等		×	△ ^{※3}
審査委員会	委員名簿	×	△
	議事内容の記録	×	△

※1 「△：部分開示」とは、奥州市情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報を除く情報を開示することをいう。

※2 参加登録者から非開示を求める部分がある場合には、事前に具体的な理由を記載した文書の提出を求めるものとし、当該事由の該当の有無については、市において判断するものとする。

※3 審査結果、採点表等は、審査委員が特定できない形での開示とする。